

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、架空の事例である。

202X年、政府は労働時間についての大胆な規制緩和を盛り込んだ法案を発表した。それに対しては、日本社会が既に長時間労働やサービス残業といった問題を抱えていることから、疑問の目を向ける者が少なくなかった。さらに、この法案の前後に、過労死が社会問題化したこともあり、この法案についての議論は、ワークライフバランスといった働き方や残業時間についての問題提起、派遣切りなどの労働問題なども含みながら、大きな議論に進展した。

さて、ここ最近、大学生による政治活動が活発になっており、そうした大学生団体は、就職活動をする身として、当事者意識を感じ、国会前でデモ活動を連日行っていた。そうした活動を毎日のように、インターネット配信しているうちに、ポツポツと共鳴、協力する者が増え、労働法を専門とする研究者や労働問題の専門家、弁護士、労働組合といった面々も、運動に参加するようになった。この団体は連日、国会前でそれぞれがマイクをもって、演説をするようになり、その様子はインターネットで中継されていた。

ある日、いつものようにインターネットでこの様子が中継されていたが、1人の男性Xがマイクを持ち、「私は、Xという者ですが、この法案には重大な問題を感じています」と話し始め、その内容は法律の専門的知識に裏付けされた説得的なものだった。その演説に大きな拍手がおこったが、その際に、たまたまそばにいた弁護士とおぼしき人物による、「さすが、裁判官だ！」という声をマイクが拾っていた。

後日、このXの行為は、裁判所法 52 条 1 号が禁止する「積極的に政治運動をすること」に当たると問題視され、Xが所属する地裁所長により分限裁判を申し立てられた。1 審（高裁）は、裁判所法 49 条所定の職務上の義務違反を理由に、Xを戒告処分とした。

【設問】

この処分を不服とするXが、学生時代の友人であり憲法学者であるあなたに相談をしたとして、あなたはX側の主張に立って、どのように述べますか。反論を想定しながら、論じなさい。なお、手続き上の争点については、触れなくてよい。

以 上

【刑 法】

以下の事実を前提に、具体的事実を指摘しつつ、甲、および乙の罪責を論ぜよ。なお、特別法違反、第5項のB部署への立ち入りについては、論じる必要はない。

- 1 甲は、〇〇等の製造会社であるA社の社員であり、同社のB部署の部長である。B部は、A社の中でも中核的な部署として他の部署から独立しており、同部署で開発された製品の製造方法等が記された機密情報を紙媒体として、同部署内の金庫で保管していた。機密資料が保管されていた金庫は、暗証番号でロックされており、その暗証番号は、同部の部長の立場で設定されることになっていた。また、上記金庫は、同部署の部長席の後方に位置しており、同部署の従業員でも金庫に近づくことは稀であった。
- 2 甲は、敏腕部長として鳴らしていたこともあったが近時は振るわず、A社内での人事評価も芳しくなかった。そこで、甲は、平成30年6月某日、A社と同業他社のC社の社長であり、高校時代からの友人乙を食事に誘い、C社への移籍を相談することにした。
- 3 甲は、乙との食事の席で、C社への移籍を打診したが、乙から、「いきなり言われても、それは難しいな。何か手土産でもあれば別だけどな。」と切り返された。そこで、甲は、「お前の会社でも興味をもってもらえそうな企画があるんだが。」と新製品の概略を伝えたところ、「その内容ならうちで是非やりたい。資料を持ってきてくれるなら、海外支社長を保証するし、会社の機密費から200万円は出せる。」と資料の持ち出しを求めてきた。甲は、これに応じることにし、「分かった。でも資料そのものを渡してしまえばいずれはバレてしまう。一旦資料を持ち出して安全なところでコピーして元に戻す。」と述べたところ、「コピーは、A社の近くにあるC社の関連会社Dを借り切って行う。」と乙が提案してきた。そこで甲は、「分かった。資料の持ち出しは、7月中旬の会議の際にB部が手薄になるから、その時にしよう。」と述べたところ、乙はそれを了承した。
- 4 ところが、その数日後、甲は、A社内での人事異動により、B部から全く関係のない部署に配置転換され、B部の新たな部長Eに業務の引き継ぎをし、金庫の暗証番号もEに伝えた。甲は、乙との計画は実現できないと思ったが、Eから「金庫が古いので、7月下旬に新しいものを入れる予定です。暗証番号の再設定も面倒だから従前の番号を使います。」と言われたことから、7月中旬の会議の際を狙えば計画はなお実行できると思い直した。そこで、甲は、異動になったことを乙に隠したまま、「予定通り、7月〇日の午後2時に実行する。D社で待っていてくれ。」と伝え、乙の了承を得た。
- 5 7月〇日午後2時ころ、甲は、会議で従業員が出払っているB部に立ち入って、把握していた暗証番号を金庫に入力し、金庫内から機密資料を持ち出した。そして、甲は、直ちにA社から出てタクシーを拾い、同10分ころ、乙が待機するD社に到着した。甲と乙は、約20分をかけて機密資料のすべてをコピーした。その後、甲は、何事もなかったかのようにA社に戻り、同45分頃、機密資料をB部の金庫内に戻した。

一連の行為を終えた後、甲は、「実は、少し前に別の部署に異動してしまったので、こううまくいくとは思っていなかった。」と打ち明けたが、乙は、「異動があったことは知らなかったが、まあ良いか。」と言い、予定通り甲に金200万円を渡した。

以 上